

災害時要援護者登録制度のお知らせ

下関市では、行政と市民が一体となって、災害時に助けを必要とする在宅の高齢者や障害者等の要援護者の方を地域の皆さんで支援・協力し合う避難支援活動体制を構築して、誰もが安全で安心して暮らすことができる災害に強い地域社会をつくるため、災害時要援護者登録制度を制定しました。

市民の皆様のご理解とご協力を願っています。



1 災害時要援護者の対象者

災害発生時又は災害の発生が予想されるとき、次の(1)から(4)のいずれかに該当する方で「自力又は世帯の構成員による助力だけでは避難が困難な方」をいいます。

- (1) 要介護の認定を受けた方又は要支援の認定を受けた方
- (2) 身体障害、知的障害又は精神障害の方
- (3) 65歳以上の方
- (4) その他市長が認める方

※ 施設入所の方及び長期入院の方は、除きます。



2 災害時要援護者の登録

災害時要援護者として支援を希望される方は登録申請書を市に提出していただきます。

市は支援に必要な情報を把握する台帳（災害時要援護者登録台帳）に登録します。

登録された台帳の写しは、平素から地域支援団体（自治会、民生児童委員協議会、地区社会福祉協議会、自主防災組織等）に個人情報の守秘をお約束してお渡しし、災害時における迅速な支援体制を整えておくために活用していただきます。

なお、台帳には個人情報が掲載されており、災害時の支援のため地域支援団体等へ情報提供することについてご本人の同意が必要となります。



3 避難支援者とは

災害時要援護者に対し、災害発生時又は災害の発生が予想されるときに災害に関する情報を伝えたり、安否確認や一緒に避難したりするなどの支援を行っていただく方です。

また、このような活動ができるように日頃から声かけ等もお願いします。

災害時要援護者本人の意向を踏まえて、近隣住民の方々の中から協力を得られる2名の方にお願いします。

なお、避難支援者の住所、氏名、電話番号が登録台帳に記載されますので、個人情報を提供することについて同意していただきます。



4 地域の皆さんへ

大規模な災害発生時には、消防、警察、自衛隊などが安否確認や避難誘導など、さまざまな公的な救援活動を行いますが、それだけでは限界があります。

この制度は、災害時要援護者を地域の中で見守り、災害発生時又は災害の発生が予想されるときに近隣の避難支援者など地域の方々が共に助け合おうとする互助の精神に基づく地域活動です。

なお、避難支援者はボランティア精神に基づき支援するものであって、台帳への登録によって災害時の支援を強制されるものではなく、また、避難誘導等に関して責任を負うものではありません。

申請受付開始日：平成21年6月1日（土日祝祭日除く。）

// 場 所：福祉政策課、各総合支所市民生活課福祉係、各支所

// 方 法：上記窓口へ持参又は福祉政策課へ郵送

〒750-8521

下関市南部町1-1

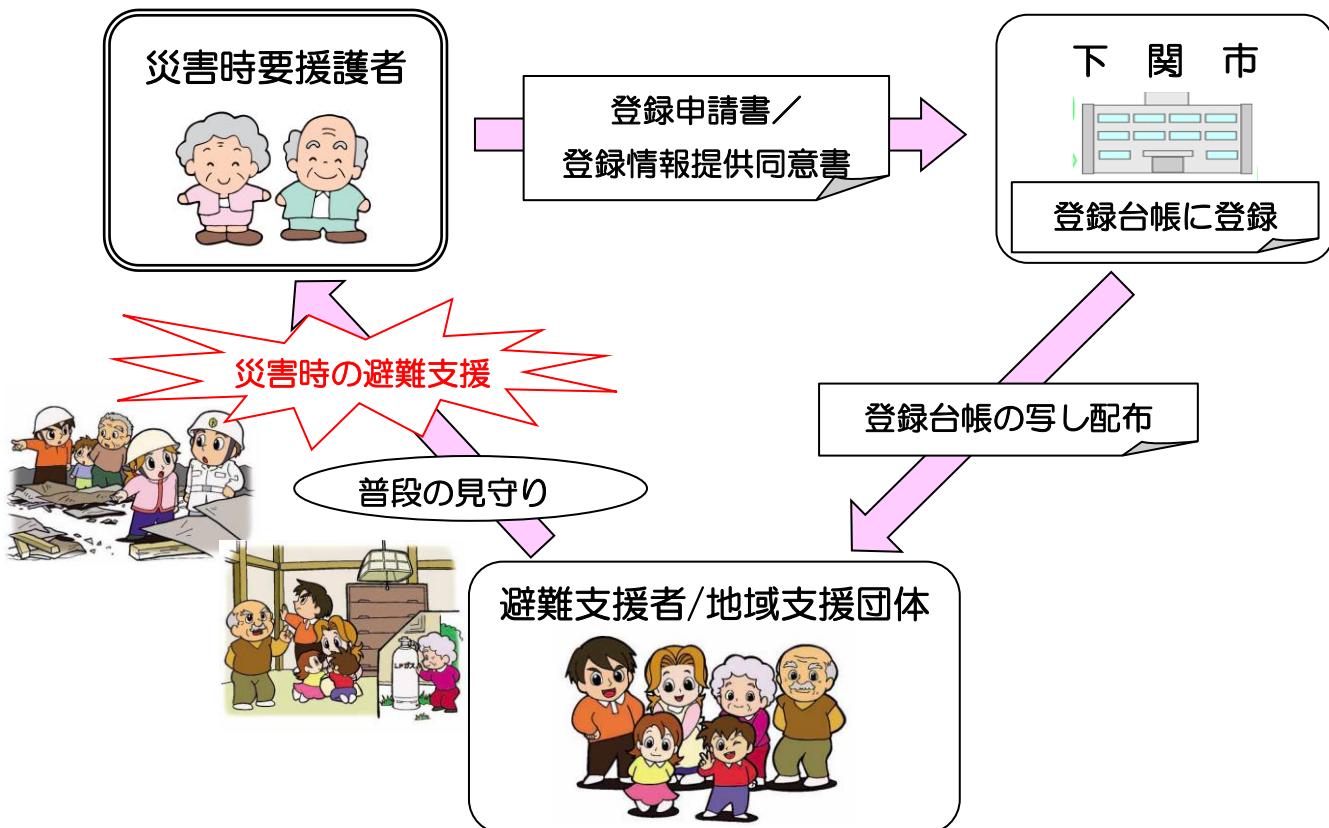


お問い合わせ先：下関市 福祉部 福祉政策課 （登録制度）TEL 231-1418
：下関市 総務部 防災危機管理課（防災全般）TEL 231-9333



下関市防災メール配信中（登録無料）bousai-shimonoseki@xpressmail.jp

災害時要援護者登録制度の流れ



- ① 災害時に避難支援等の支援を希望する方から登録申請書を提出していただき、台帳に登録致します。また、登録された情報内容の変更や削除する場合は、登録情報変更・削除届書を提出していただきます。
- ② 申請の際、近隣住民の方々の中から避難誘導等を支援していただく「避難支援者」2名の方（1名では災害時不在が考えられるため）を届けていただき、避難する際の避難所、移動手段、避難時の留意事項をお互い確認しておいてください。
- ③ 近隣に避難支援者となる方がおられない場合は、その地区の自治会や民生児童委員が協力して、避難支援者を選定することといたしますので、ぜひ、ご相談ください。
- ④ 災害時には、地域の皆さんで協力し合って安否確認や避難誘導等の支援を迅速に行うため、地域支援団体に登録台帳を提供いたしますので、登録申請者及び避難支援者から登録情報提供同意書を提出していただきます。
- ⑤ 避難所は、原則として市が指定する最寄りの避難所とします。ただし、避難する前に市に連絡し、避難所の開設状況をご確認下さい。
- ⑥ 登録後、登録の通知と「要援護者安心カード」を送付しますので必要事項をご記入のうえ、避難等の非常時に持ち出し携行して、救護、医療等に役立ててください。